

鹿屋市会計規則の一部を改正する規則

鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「所属長は、添付書類の原本を整理保管しなければならない」を「これら電磁的記録を原本とみなす」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 所属長は、起票の原因となった事項を証明する書類を整理保管しなければならない。

第13条第2号中「物品現在高調書」を「重要物品現在高報告書」に改める。

第153条に次のただし書を加える。

ただし、当該書類のうち、市長が適当と認めるものについては、電磁的記録とすることができる。

第154条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により電磁的記録とする証拠書類については、改ざんその他不正な処理が行われていないことを確認することができる方法で記録されたものでなければならない。

第154条第4項に次のただし書を加える。

ただし、請求書に当該請求書の発行に係る権限を有する者及び事務の担当者の氏名並びに連絡先を記載したときは、法人等の押印を省略することができる。

第154条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により押印を省略した請求書の訂正を要する場合は、当該請求書の訂正によらず、正当な請求書を再度提出させなければならない。

別記第74号様式及び別記第75号様式を次のように改める。

別記第74号様式（第122条関係）

重 要 物 品 現 在 高 報 告 書

主管課 No.

大 分 類	中 分 類	小 分 類	品 名	前 年 度 末 現 在 高		現年度受入高		現年度払出高		現 在 高		備 考
				数量	価 格	数量	価 格	数量	価 格	数量	価 格	

※ 購入先、保管場所その他参考となるべき事項等を備考欄に記入すること。

第75号様式 削除

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。